



ジェンダー平等・阿南市の現在

認定フェミニストカウンセラー・公認心理師・認定心理士

河野 和代 さん

「ジェンダー」という言葉を、新聞やニュースなどで目にされる方も多いのではないのでしょうか。ジェンダーとは、社会や文化によって作られた性差を表す言葉で、生物学的な性差とは分けて考えられます。生殖機能の違いで、ひとの役割や扱いや生き方まで、別々に固定的に考えられることに、生き難さを感じる人が増えてきました。国連総会で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）でも、ジェンダーは重要な課題と位置づけられ、ジェンダー平等社会をめざすのほ

す。日本でも、1985年の国連女性差別撤廃条約批准以降、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会

基本法などの法律が整備されて、国や地方自治体で、法律に基づいて取組が進められてきました。ところが、世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数（2021）は、日本は156カ国中120位。先進国のなかで最下位です。これは日本が全く取り組まなかったのではなく、この20年間に世界が急ピッチでジェンダー平等を進めたために、結果的に日本は取り残されてしまったといわれています。

性差別をなくすことが社会の発展に不可欠と気づいた先進国では、国の最も重要な課題としてジェンダー平等に取り組みました。日本でもその重要性が理解され、今後はさらに進められていくことでしょう。

阿南市でもすでに20年以上、ジェンダー平等への取組が進められてきています。基本計画や条例の策定、啓発事業の実施、女性相談事業や配偶者暴力相談支援センターの設置など、県内でも先進的な取組が目立っています。

例えば、コロナ禍の女性や女の子の困難、孤立や孤独などの問題解決のために、昨年度「ささゆりサポートプロジェクト」を実施し、居場所づくり事業や相談支援のアウトリーチ、相談事業の拡充などで、困難な女性へのサポート活動が強化されています。どんな時にも安心して幸せに過ごすのは、その後の人生でとても重要であり、

心やからだの健康、暴力や犯罪の抑止にもつながることが、さまざまな研究から分かっています。そのためにも女性や子どもへの支援は、地域の重要な課題だということですね。

また昨年度、男女共同参画推進条例の改正に取り組み、男女共同参画審議会でも議論が重ねられました。主な改正内容について、一部をご紹介します。改正条例には女性だけでなく、性別にとらわれず多様性を尊重することが盛り込まれました。性別による差別の禁止だけでなく、性自認、性的指向に関しても禁止事項に追加されました。

また、阿南市は配偶者暴力相談支援センターによるDV被害者支援の厚さが知られており、DV防止やジェンダー平等には教育がとりわけ重要なところから、条例には教育関係者の役割について書き込まれました。さらに、DVや性暴力、性差別など、条例で禁止している行為に係る相談を市に申し出ることができ、必要に応じて関係機関との連携などを行って、施策を実効性のあるものとするのもめざしています。

問い合わせ 人権・男女共同参画課

☎22-3094

ささゆり通信第95号

6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です

男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、私たち一人ひとりの意識の変化と取組が必要です。

「阿南市男女共同参画推進条例」の一部を改正しました

社会経済環境の変化等にあわせ、阿南市男女共同参画推進条例を改正し、多様性の尊重や教育関係者の役割について新たに盛り込みました。この条例は男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

男女共同参画に関するパネル展示 日時 6月2日(木)～29日(水) 場所 市役所2階 市民交流ロビー

問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎22-3094